



■ 第2回多機能型施設プロジェクト（障害者施策検討部会専門委員会）

平成21年6月11日（木）
午後2時から午後4時まで
市庁舎5階関係機関執務室

<次第>

1 検討項目の整理【資料1】

2 非医療職による医療的ケアの実施について（案）【資料2】

3 施策検討部会（6月26日）への報告について

【参考資料】

- 医療的ケアに関する通知等
- 横浜市立特別支援学校での医療的ケアの概要
- 新聞記事（6/6読賣、6/11神奈川）

《次回日程》

- 日時：平成21年7月9日（木）
午後2時から4時まで
- 会場：市庁舎7階 7A会議室

【検討項目の候補（たたき台のようなもの）】

1 医療的ケアを必要とする重症心身障害児者等の状況 [確認事項]

- ・ 児童相談所把握数に基づく重症心身障害児者の状況
 - ・ 進路対策研究会作成資料 等
- ※重症心身障害児者と同様の状態像の障害者、難病患者については把握困難？

2 市内重症心身障害児者施設の現況

3 医療的ケアについて

4 多機能型施設の概要

▽施設の役割・機能

複合的・継続的な医療的ケアを必要とする重症心身障害児者等の地域生活を支援するため、相談調整、障害福祉サービス等を一体的に提供

▽対象者

①複合的・継続的な医療的ケアを必要とする重症心身障害児者

②①と同様の状態像の障害者

[外傷等による中途障害者（遷延性意識障害者を含む）、難病患者、加齢に伴い医療的ケアが必要となった知的障害者・精神障害者 等]

③その他

▽提供するメニュー

①相談調整機能

医師・看護師・介護職員のチームにより、その人に合った家庭生活、必要な障害福祉サービス等をコーディネート

②医療による支援

診療所、訪問看護

●必須メニュー

●選択的メニュー の振り分けが必要

③生活支援

- ・日中活動
- ・短期入所、日中一時支援、＜送迎＞
- ・居宅介護、移動支援

④事業所支援

- ・地域活動ホーム等他の事業所を対象とした相談・助言
- ・研修、技術的支援（当初～フォローアップ）

5 人材の確保と育成

▽（専門医以外の医師も含めた）医師の確保（誘致）策

▽看護師・介護職の確保策（安心して働ける環境づくり）

6 既存施設との連携・役割分担のあり方

▽重症心身障害児者施設（入所・通所）との連携・役割分担

▽地域活動ホーム、地域作業所等との連携・役割分担

▽地域の医療機関、中核病院等との連携

7 非医療職職員による医療的ケアへの対応（別途検討）

看護職不足への対応や医療的ケア対応の裾野の拡大のためには必須の事項であることと認識

（検討事項）

基準づくり（何をどこまでやるか）、マニュアルの整備、研修・実習のあり方、医療職との連携、本人・家族との合意形成とその維持、緊急時対応、リスクマネジメント、その他

非医療職による医療的ケアの実施について（案）

1 検討体制

- ・ 医師
- ・ 看護師
- ・ 施設職員（地域活動ホーム、重症心身障害児者施設、身体障害者療護施設、地域作業所、ケアホーム等）
- ・ 特別支援学校職員
- ・ 当事者（家族）

2 検討事項（候補）

- ・ 基準づくり（何をどこまでやるか）
- ・ マニュアルの整備
- ・ 研修・実習のあり方
- ・ 医療職との連携
- ・ 本人・家族との合意形成とその維持
- ・ 緊急時対応、リスクマネジメント
- ・ その他

3 調査事項

- ・ 特別支援学校教員の研修、実習体制の把握
- ・ 市内施設、ケアホーム等の医療的ケアの実態調査
- ・ ヒアリング調査
（特別支援学校職員、施設等職員ほか）
- ・ 先行事例の収集
- ・ その他

4 スケジュール

- ・ 特別支援学校教員の研修、実習体制の把握 [～6月]

- ・市内施設、ケアホーム等の医療的ケアの実態調査 [～7月]
- ・ヒアリング調査 [～9月]
(特別支援学校職員、施設等職員ほか)
- ・先行事例の収集 (随時)
- ・検討体制の立ち上げ (8月～)

■ 医療的ケアに関する通知等〈その範囲と考え方〉

発出年月日	平成15年7月17日	平成17年3月24日	平成16年10月20日
発出元	医政発第0717001号 厚生労働省医政局長	医政発第0324006号 厚生労働省医政局長	医政発第1020008号 厚生労働省医政局長
通知名	ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者の在宅療養の支援について	在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて	盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取り扱いについて
概要	<p>●たんの吸引については、医師または看護師が行うことが原則であるが、家族が24時間体制で介護を行っているなど、患者・家族の負担が大きくなっているため、家族以外の者（医師及び看護師を除く。）たんの吸引の実施について、一定の条件の下では、当面の措置として行うこともやむを得ないものと考えられると整理</p> <p>[一定の条件] ▼療養環境の管理</p> <p>▼在宅患者の適切な医学的管理</p> <p>▼家族以外のものに対する教育</p> <p>▼患者との関係 ・患者からの依頼に基づく実施、自由意志に基づく同意書の作成</p> <p>▼医師及び看護職員との連携による適正なたんの吸引の実施</p> <p>▼緊急時の連絡・支援体制の確保</p>	<p>●たんの吸引は医行為であるが、ALS患者の場合と同様に、たんの吸引を行っている家族の負担を緊急に軽減する必要等があること、またALS患者に対して認められている措置が同様の状態にある者に合理的な根拠もなく認められないとすれば、法の下に平等に反することから、ALS患者に対するたんの吸引を容認する場合と同様の条件の下で、家族以外のものがたんの吸引を実施することは、当面のやむを得ない措置として容認されるもの</p> <p>[ALS患者に対するたんの吸引を容認するのと同様の条件] ▼療養環境の管理</p> <p>▼在宅患者の適切な医学的管理</p> <p>▼家族以外のものに対する教育</p> <p>▼患者との関係 ・患者からの依頼に基づく実施、自由意志に基づく同意書の作成</p> <p>▼医師及び看護職員との連携による適正なたんの吸引の実施</p> <p>▼緊急時の連絡・支援体制の確保</p>	<p>●看護師を中心としながら教員が看護師と連携・協力して実施するモデル事業等方式を盲・聾・養護学校全体に許容することは、看護師の適正な配置など医療安全の確保が確実になるような一定の要件の下では、やむを得ないものと整理</p> <p>[一定の要件] (教員によるたんの吸引等の実施を許容するための条件) ▼保護者及び主治医の同意（書面による同意）</p> <p>▼医療関係者による的確な医学管理 主治医から看護師への指示書、看護師の具体的指示</p> <p>▼医行為の水準の確保 ・個別の児童生徒に関する特定の医行為に関する研修の実施 ・実施担当者（教員）の特定</p> <p>▼学校における体制整備 ・学校長の統括の下に校内委員会を設置 ・看護師が配置され、校内の体制整備に看護師が関与することを確保 ・医行為に関する手順書の整備と更新 ・指示書や指導助言、実施の記録 ・緊急時の対応の手順の設定と訓練の実施</p> <p>▼地域における体制整備 ・医療機関等との連絡支援体制の整備 ・都道府県教育委員回答での総括的検討・管理が行われる体制の整備</p>
実施者	●家族以外の者（＝ホームヘルパー）	●家族以外の者（＝ホームヘルパー）	●教員
医療的ケアの範囲	●たんの吸引 （口鼻腔内吸引及び気管カニューレ内部までの気管内吸引）	●たんの吸引 （口鼻腔内吸引及び気管カニューレ内部までの気管内吸引）	<p>●たんの吸引 看護師：咽頭の奥の気道のたんの吸引 教員：咽頭の手前までの吸引</p> <p>●経管栄養（胃ろう、腸ろうを含む） 栄養チューブ、胃ろう・腸ろうの状態の確認は看護師が実施</p> <p>●導尿 看護師：尿道口の清拭消毒、カテーテルの挿入 教員：尿器や姿勢の保持等の補助</p>